

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 3 5 号						
件 名	審査庁を総務課で対応することについて						
要 旨	<p>本年から、審査庁が処分庁と同じ部の課に制度が変更されたが、審査庁の機能が果たされていない。審査庁の取り扱いがばらばらで、同じ制度のもとで実施されているのに、弁明書等の様式が違ったりして、対応がまちまちである。</p> <p>市は審査庁に任せきりで、審査請求しても審査庁は手続を一向に進めず、おくれる旨の連絡もない。審査庁がそれぞれの判断で行っており、監督指導する部署はなく、行政不服審査法に定められた速やかな処理が行われていない。</p> <p>審査庁が審査請求を受け取ってからの手続が、今、どうなっているのか、おくらしているのか等のチェックが全くされていない。</p> <p>以上の状況を改善するため、次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 審査庁を総務課に集約すること。 2 審査請求書を受けたら、速やかに手続を開始すること。 						
付 託 年月日 委員会	<table style="border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">令和元年 12 月 3 日</td> <td style="padding-right: 10px;">第 1 項</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="2" style="padding-left: 10px;">総務常任委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第 2 項</td> </tr> </table>	令和元年 12 月 3 日	第 1 項	}	総務常任委員会		第 2 項
令和元年 12 月 3 日	第 1 項	}	総務常任委員会				
	第 2 項						
受 理	令和元年 11 月 13 日 第 422 号						